

病院開設許可権限移譲に伴う人員配置基準等の条例制定について

名古屋市健康福祉局

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 26 年 6 月公布）第 4 次分として、医療法及び関係政令が改正され、病院開設許可権限が都道府県から指定都市へ移譲されるとともに、病院における人員配置基準等について指定都市へ適用され条例委任されることになりました。

これに基づき、病院等の人員配置基準等についての基準条例を制定するものです。

【病院における人員配置基準等の条例委任について】

病院等における人員基準等については、医療法上その一部は都道府県の条例に定める基準とされておりますが、病院開設等許可権限移譲にあわせてこの基準についても指定都市に適用があるものとされるため、本市において条例を新たに定めるものです。

（1）条例に制定すべき項目（概要）

条例で定めることとされたもの		条例を定めるにあたって厚生労働省令で定める基準の位置づけ	
病院又は診療所	専属薬剤師設置基準	従うべき基準	病院又は常時医師が3人以上勤務する診療所
病 院	1 人員基準(医師・歯科医師以外)	従うべき基準	薬剤師、看護師及び准看護師、看護補助者、栄養士
		参酌すべき基準	理学療法士及び作業療法士、診療放射線技師、事務員その他の従業者
	2 施設基準のうち、「その他都道府県の条例で定める施設」とされているもの	参酌すべき基準	消毒施設及び洗濯施設、談話室、食堂、浴室

（2）法令上の区分

基準の種類	内 容
従うべき基準	必ず適合しなければならない基準（基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるが、異なる内容を定めることは不可）
参酌基準	国の基準を十分参照した結果であれば、異なる内容を定めることは可能

(3) 条例制定における基本的考え方

医療法施行規則の基準（国基準）と同一の基準を策定します。

（現行の愛知県条例も国基準と同一の基準を策定）

【理由】

愛知県において基準が策定された際の「基準策定上の考え方」を踏襲し、今回、条例において定めることとなった基準については、いずれも現行基準の適用に問題があるものではなく、国の示す基準を引き続き踏襲することが妥当と考えます。

(4) 施行予定

平成28年4月1日

改正政令（地方自治法施行令）の施行期日は平成27年4月1日となっておりますが、基準条例制定については1年間の経過措置が取られています。

※病院開設許可関係事務について

平成27年4月1日より、愛知県医務国保課で行われていた病院開設許可、使用許可等の事務については、権限移譲により名古屋市健康福祉局保健医療課にて行うこととなりました。

病院許可業務等受付・処理機関

【移譲前】～平成27年3月31日

病院・診療所別	病院		診療所	
書類種別	届出	許可	届出・許可	診療所病床設置許可
受付	市保健所	県(医務国保課)	市保健所	県(医務国保課)
処理	県(医務国保課)	県(医務国保課)	市保健所	県(医務国保課)



【移譲後】平成27年4月1日～

病院・診療所別	病院		診療所	
書類種別	届出	許可	届出・許可	診療所病床設置許可
受付	市保健所	市(保健医療課)	市保健所	県(医務国保課)
処理	市(保健医療課)	市(保健医療課)	市保健所	県(医務国保課)